

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

○岐阜県議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生 ○直接請求又は解職請求のための署名を求めることができない期間	(選挙管理委員会)	ページ
	(同)	一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十二年六月二十二日、岐阜県議会議員加茂郡選挙区において岐阜県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成二十二年六月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十二年六月二十三日から岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙の期日までの間、加茂郡の区域内においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の規定によるすべての直接請求又は解職請求のための署名を求めることができない。

平成二十二年六月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

平成二十二年六月二十二日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県
庁 県

編 集

各務原市テクノプラザ一

イ・オール・テクノセンター